

新見市お試し暮らし支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住を支援するため、移住を希望する者が一定期間、本市での生活体験ができるよう、市内での宿泊に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において新見市お試し暮らし支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市への移住を検討している者及びその者と生計を一にする世帯員とする。

2 同一年度内における同一申請者に対する交付については、30泊を限度とする。

(補助金の交付対象活動)

第3条 補助金の交付対象となる活動は、市内で住居や仕事を探す活動並びに地域住民との交流活動など、本市への移住活動の一環として行う活動（以下「お試し暮らし」という。）とする。ただし、観光など移住目的ではない活動は除く。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請者がお試し暮らしを行うため、別表に定める宿泊施設での宿泊に要する経費（基本宿泊料金に限る。）とする。

2 前項に規定する基本宿泊料金とは、1泊食事なしの料金（サービス料、入湯税、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から1泊あたり2,000円を控除した額とする。

(利用券の交付申請)

第6条 申請者は、新見市お試し暮らし支援事業利用券交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(利用券の交付)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、適當と認めたときは、申請者に新見市お試し暮らし支援事業利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、利用券を交付することにより、申請者に補助金の交付を決定したものとする。

(利用券の提出)

第8条 申請者は、前条の規定により利用券の交付を受け宿泊施設を利用するときは、チェックインする際に利用券を提出しなければならない。

(利用実績報告書の提出)

第9条 申請者は、お試し暮らしが終了した日から起算して20日以内に新見市お試し暮らし支援事業活動報告書（様式第3号）に宿泊費明細書（様式第4号）を添えて、市長

に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、適當と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第11条 利用券を受領した宿泊施設は、新見市お試し暮らし支援事業補助金請求書（様式第5号）に利用券を添えて、市長に請求するものとし、宿泊施設に補助金を支払うことをもって、申請者に補助金を交付したものとみなす。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

宿泊施設名	所在地
新見千屋温泉いぶきの里	新見市千屋花見1336番地5
別所アウトドアスポーツセンター	新見市菅生7189番地
神郷三室農山村交流体験施設	新見市神郷油野3776番地1
グリーンミュージアム神郷温泉	新見市神郷高瀬3188番地1
カルスト山荘長期滞在施設	新見市草間8729番地1
大井野源流体験村貸農家 宿泊棟雌山の家	新見市大佐大井野1193番地
大井野源流体験村貸農家 宿泊棟雄山の家	新見市大佐大井野1176番地